

【参考】**1 不法無線局開設者への適用条項**

(1) 電波法第4条（無線局の開設）

「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。(以下略)」

(2) 電波法第110条（罰則）

「次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」

第1号 法第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設したもの(以下略)」

(3) 電波法第114条（両罰規定）

「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。」

第1号(省略)

第2号 第110条(第11号及び第12号に係る部分を除く。)、第110条の2又は第111条から第113条まで 各本条の罰金刑」

2 不法無線局の特徴や障害事例

(1) 不法アマチュア無線～消防・救急用などの重要無線通信を妨害～

<特徴>

144MHz帯及び430MHz帯で使用可能なアマチュア無線機を改造

アマチュア無線で許可された周波数以外の周波数を送信し業務通信に使用

主にダンプの運転手間の連絡手段に使用

<障害事例>

ドクターヘリの運航用無線(病院↔ヘリ)や列車無線に混信妨害発生



(2) 不法市民ラジオ(不法CB)～テレビ・ラジオ受信に障害～

<特徴>

27MHz帯の周波数を使用し高出力(1,000W)の電波を発射

主にトラックやダンプの運転手間の連絡手段に使用

海外向けの無線であるため国内では免許できない無線

不法無線局の中でも一番悪質な無線

<障害事例>

AM・FMラジオの受信障害、パソコンへの誤動作、信号機の誤作動を発生



(3) FRS及びGMRS～放送業務用無線などの重要無線通信を妨害～

<特徴>

米国規格の無線機で、FCC(連邦通信委員会)規則の技術基準に適合し米国内では使用が認められていますが、日本国内での使用は認められていない無線

<障害事例>

消防無線、防災行政無線の重要無線に混信妨害発生

